

報告第 8 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 1 0 号	平成 3 0 年 8 月 2 0 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 10 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成 30 年 8 月 20 日

加東市長 安 田 正 義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は相手方の車の修理費用の 1 割を支払う。

3 損害賠償の額 8, 300 円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 平成 30 年 6 月 26 日 午後 2 時 45 分頃

(2) 事故発生場所 加東市上田 404 番地

(3) 事故の内容 職員が、市道交差点に進入したところ、交差点右から直進してきた相手方車両と衝突し、双方車両が損壊した。